

「荷物等配送業務」の質問に対する回答書

令和7年7月30日

上記業務に係る質問について、次のとおり回答します。

質問項目	質問内容	回答
入札説明書 7(3)ク	「登録書又は申請書の写し等登録又は申請中であることが確認できる書類」として、府ホームページ掲載の「宣言事業所一覧」を提出することは可能か。	可能です。 なお、「宣言事業所一覧」につきましては、「環境にやさしい配送宣言・エコドライブ宣言」(https://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/eco-main.html)の「宣言事業所」に掲載しています。
仕様書 7(2)エ	弊社の冊子等の配送期間が、10営業日（3営業日＋猶予7営業日（土日祝を除く。））のため、配送期間を変更することは可能か。	冊子等の配送については、早期の配送よりも、安価かつ確実に一定期間内で配送することが重要であり、入札参加資格を満たす多くの事業者に入札に参加いただきたいため、仕様書7(2)エを変更します。 変更内容の詳細は、「「荷物等配送業務」の仕様の変更について」を御確認ください。
仕様書 7(4)	弊社商品は、荷物については受取人着払い、冊子等については一部転送不可のため、甲（京都府）の費用負担なしで返品するとの対応は可能か。	仕様書記載のとおり可能です。